桜川市地域ＤＭＯ形成準備支援業務

委託仕様書

平成28年11月

桜　川　市

１．委託業務名

桜川市地域ＤＭＯ形成準備支援業務

２．履行期間

契約締結日の翌日から平成29年3月15日まで

３．履行場所

桜川市　外

４．目的

　　当市が進めている、地域固有資源「ヤマザクラ」を核とした桜川市地域ＤＭＯの形成を目指し、ヤマザクラの詳細調査によりその価値を確立するとともに、ヤマザクラと他の地域資源・地場産業を繋げた「まちしごと」づくりに向けた調査等を実施する。もって、市民・団体・事業者など多種多様な参画者の合意形成活動を展開し、地域の稼ぐ力の基礎をつくることを目的とする。

５．予算額

34,981,200円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

６．業務内容（業務内容については、受託者決定後に詳細を記載することとする。）

（１）ヤマザクラの詳細調査に関する業務

　　① ヤマザクラの価値を確立するために必要な調査の項目を提案し、調査を実施すること。

　　　なお、調査の項目を設定するにあたっては、以下を勘案すること。

　　　ア　当市のヤマザクラの特徴、特殊性に関すること

　　　イ　当市のヤマザクラに関する史実、歴史的変遷に関すること

　　　ウ　国内他地域のヤマザクラとの繋がりに関すること

　　② 調査結果を基に、ヤマザクラを後世に残し伝え、また、広く周知するための成果品の種類を提案し、成果品を作成すること。

（２）「まちしごと」づくりに関する業務

　　① 当市の「魅力」や「らしさ」と続けられる仕事を組み合わせた「まちしごと」をつくるために必要な調査の項目を提案し、調査を実施すること。

　　② 調査結果を基に、「まちしごと」をつくるプロセスを提案すること。

（３）桜川市地域ＤＭＯ準備検討会（以下、「準備検討会」という。）に関する業務

　　① 準備検討会の発足までのプロセスを提案すること。

　　② 準備検討会の設計・運営方法について提案すると共に、準備検討会の開催を支援すること。なお、準備検討会は２回以上開催すること。

　　③ 準備検討会から桜川市地域ＤＭＯ形成までのプロセスを提案すること。

７．成果品

成果品については、受託者決定後に詳細を記載することとする。

８．市とのパートナーシップ

　（１）本事業を円滑に遂行するため、受託者は、事業期間において、全体を総括する責任者を定め、市とのパートナーシップを構築し、各種業務に一元的に対応すること。

　（２）市は、受託者が本業務を円滑に遂行できるよう、市民、事業者等の調整等、必要な事務を積極的に行うものとする。

９．成果の帰属

（１）本業務に基づく成果としての著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、対価（本件委託料）の完済により、原則として桜川市に帰属する。また、本著作物が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利も侵害しないものであることについて、受託者が保証するものとする。さらに、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者はその責任と負担のもと、これに対処、解決するものとする。ただし、桜川市の指示によることに起因する場合はこの限りでない。

（２）受託者は本業務に基づく成果としての著作物の著作者人格権を行使しないよう必要な措置を講ずるものとする。

10．秘密保持

（１）本業務に関し、桜川市から受領又は閲覧した資料等は、桜川市の了解無く公表又は使用してはならない。

（２）本業務で知り得た桜川市及び事業者等の業務上の秘密は保持しなければならない。

11．書類の整備

本業務に係る帳簿、支出証拠書類等を整備するとともに、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管する。

12．再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の効果を向上するために必要と思われる業務で、発注者の承諾を受けた場合は、その一部を第三者に委託することができる。

13．その他

業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、都度、協議して定める。

14．問合せ・納入先

桜川市役所総合戦略室

住所：〒309-1293　茨城県桜川市羽田1023

電話：0296-58-5126（直通）